

令和4年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和4年6月10日 開会

令和4年6月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和4年6月10日午後1時富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 19名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	2番 松永孝男	3番 赤池勝
4番 齊藤学	5番 佐野守	6番 佐野均
7番 佐野強	8番 伊藤照男	9番 近藤雅隆
10番 村松義正	11番 富永政則	12番 宮島孝子
13番 遠藤光浩	14番 旭一昭	15番 荻真教
16番 後藤文隆	17番 佐野むつみ	18番 内堀忠雄
19番 杉山弘子		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員出席委員

2番 塩川金彦	3番 渡井清孝	6番 村松慎一
7番 土井一彦	8番 加藤文男	9番 藤浪庸一
10番 有賀文彦	11番 鈴木四郎	12番 篠原兼義
13番 牧澤邦彦		

欠席委員

1番 土井治 4番 渡邊勝彦 5番 竹川篤志

事務局職員

(併)事務局長	中野信男	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	深川亮	主査	池田幸司
主査	滝口悠美		

議長 会長 齊藤 学（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

出席委員が定数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、8 番 伊藤照男委員、9 番 近藤雅隆委員を指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人は、8 番 伊藤照男委員、9 番 近藤雅隆委員を指名いたします。

本日の会議の日程は、目次のとおり、報第 33 号から議第 41 号です。

初めに、報第 33 号から報第 37 号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和 4 年 4 月 21 日から令和 4 年 5 月 20 日までの受理分について報告いたします。

議案の 1 ページから 5 ページを御覧ください。

第 33 号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が 14 件提出されました。

続きまして、議案の 6 ページを御覧ください。

報第 34 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2 件の届出が受理されました。

続きまして、議案の 7 ページを御覧ください。

報第 35 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1 件の届出を受理しました。

続きまして、議案の 8 ページから 11 ページを御覧ください。

報第 36 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、11件の届出を受理しました。

続きまして、議案の12ページを御覧ください。

報第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが2件ありました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありました。ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第33号から報第37号まで報告済みといたします。

議第35号 農地法第18条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

差し替えをしております議案13ページ及び航空写真1ページを御覧ください。

議第35号 農地法第18条第1項の規定による許可申請の承認について

農地の賃貸借を解除するための農地法第18条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において、農業委員会会长が許可の処分をする。

農地法18条は、賃貸借の解約を制限するもので、貸人・借人との合意解約がなされなかった場合は、許可を受けなければ賃貸借の解約ができません。このたび、賃借人が信義に反する行為をしたため、解約したいとの申請がありました。

第1項、半野■■■■ほか計4筆、4,940平米について、半野の■■■■さんから賃貸借の解除を希望する申請が提出されました。

この契約は、平成28年6月に農地法3条許可を受けたものですが、現在は、賃借人が居所不明となり連絡が取れず、賃料の支払いも滞り、遊休農地となっております。申請者においては、今後、中間管理事業による第三者への貸付けを検討しておりますが、このままでは貸付けすることができないため、解約の許可申請を行ったものです。

賃貸人については、以前にも他の筆における中間管理事業を通じた農地の利用権設定について、県知事の裁定により解約を行っている経緯もございます。

以上のことから、許可基準である賃借人が信義に反する行為をした場合に該当するため、許可相当と思われます。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第35号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり処理することに決定し、6月22日開催の静岡県農業会議常設審議委員会に諮ります。

議第36号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の14ページを御覧ください。

議第36号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は星山で、星山公民館の南に位置する農地です。

受人、星山の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、露地野菜を栽培する計画です。申請地の購入に合わせ、トラクターを購入し、適正に耕作することです。

受人の許可後耕作面積は、3,760平方メートルで、受人は現在68歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項から第4項までについて、同一受人の案件のため、まとめて説明いたします。別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は安居山で、市立西小学校の南西に位置する農地です。

受人、宮原の■■■■さんと渡人■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんとの売買契約です。当該申請地は、現在、不耕作状態となっておりますが、受人が取得後、

農地改良を行い整地する予定です。農業委員会事務局への農地改良届、または一時転用の手続、及び県または市の盛土所管部署への盛土に係る許可申請については、所有権移転後に別途提出予定となっております。当該申請地では、申請者本人だけでなく、就労支援施設より障がいの方、及び監督者を4名程度雇用し、サツマイモ、落花生などを栽培する計画となっております。

受人は現在73歳、耕作面積は許可後1万81平方メートル、稼働人員は4名です。

続きまして、第5項から第7項までについて、こちらも同一受人の案件のため、まとめて説明いたします。別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は杉田で、杉田区民センターの南東に位置する農地です。

受人は、杉田の■■■■さんで、第5項は渡人■■■■さんとの使用貸借契約、第6項及び第7項は渡人■■■■さんとの売買契約、使用貸借契約です。落花生、トウモロコシを栽培する計画となっております。

受人は現在81歳で、新規就農者になりますが、当該農地を既に口約束で借りて耕作しており、営農経験は5年ほどになります。渡人である■■■■さんが相続で農地を取得したことに合わせ、所有権移転を含め、正式に手続を行うものです。耕作面積は許可後4,697平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は下条で、本山妙蓮寺の南東に位置する農地です。

受人、下条の■■■■さんと渡人■■■■さんとの使用貸借契約で、露地野菜を栽培する計画です。

受人は現在80歳、新規就農者ですが、既に渡人より当該農地の管理を任せられ、口約束で借りて耕作しておりますが、正式に手続をするものです。耕作面積は許可後3,510平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第9項及び第10項について、同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は精進川で、西之原下集会所の北に位置する農地です。

こちらは第2項から第4項と同一受人である■■■■さんの案件になります。渡人は■■■■さん、■■■■さんで、どちらも売買契約となっております。こちらの申請地でも、就労支援施設より障がいの方を雇用してサツマイモ等を栽培する計画です。

続きまして、第11項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は内房野下の集落内の農地です。

受人、内房の■■■■さんと渡人■■■■さんとの贈与契約で、セリ、タケノコを栽培する計画です。渡人は県外におり、管理等ができないため受け渡すものです。なお、当該申請地は、受人が既に口約束で借り、管理をしております。

耕作面積は、許可後3,061.61平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第11項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ただいまの上程議案のうち、2項から10項について、担当委員の調査報告をお願いします。

5番 佐野 守委員

ただいま審議中の第2項から第4項までの調査について報告いたします。

6月8日、午前9時半頃、受人の■■■■さん、受人及び渡人の代理人である行政書士、塩川推進委員、私、事務局2名で現地調査を行いました。

申請地の農地は、現在、不耕作状態となり草が生い茂っておりますが、申請人が取得後、農地改良を行い、サツマイモ、落花生の畑にし、障害者福祉施設から施設の職員を含め4名程度を受け入れ、農作業を行う予定のことです。

なお、農地以外に隣に今回非農地証明申請をしている場所を含んだ山林も売買で取得することですが、開墾することを検討しているそうです。

また、農地改良については、期間が事前提出いただいている営農計画書で1年以内の期間で実施することとなっていますが、現地において申請者本人に尋ねたところ、1年以上になる可能性もあるとの話でしたので、一時転用申請が必要になる可能性があることを伝えております。また、盛土も伴うため、管理課または県のほうへきちつと手続を取るよう伝えました。

事務局の説明及び申請どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

6番 佐野 均委員

ただいま審議中の第5、6、7項の調査結果について報告します。

6月2日、午前9時半、申請人と事務局、私、3人で申請地で会い、話を聞きました。

申請地は、きちんと作付されており、きれいに管理されてありました。周辺の農地にも影響がなく、農機具もそろえており、耕作経験も十分あるので、申請どおり問題ありません。ただ、高齢であり、先々のことが心配ではありますが、やる気がみなぎっていました。

御審議のほどよろしくお願ひします。

事務局 滝口主査

ただいま審議中の第8項から第10項につきまして、齊藤会長の担当案件です。総会前に調査内容について伺っておりますので、事務局より報告いたします。

第8項について、令和4年6月8日、午前10時45分頃、受人の■■■■さん、

齊藤会長、土井推進委員、事務局2名にて現地調査を行いました。

当該農地については、既に渡人より当該農地の管理を任せられ、口約束で借り耕作しております、問題ないとのことでした。

続きまして、第9項及び第10項について、令和4年6月8日、午前10時半頃、受人及び渡人の代理人である行政書士、齊藤会長、土井推進委員、事務局2名にて現地調査を行いました。

現在申請地は、不耕作状態となっており、草が繁茂し荒れている状況ですが、申請人及び就労支援施設の方々にて、サツマイモ、落花生等を栽培する予定です。

どちらの案件についても申請書どおり問題ないとの報告を受けましたので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、举手をお願いします。

[举手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第36号は原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

[全員举手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第37号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の17ページを御覧ください。

議第37号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地は根原■■■■、畑ほか1筆、計1, 463平方メートルで、杉田の■■■■さんのが通行路にするものです。

第三者が所有する申請地西側の山林及び申請者本人の農地のための管理用の通行路とするため、申請に及んだものです。

申請地は、あさぎりフードパークの西隣に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。なお、申請地は、平成28年に隣地の山林所有者より通行路設置の

ため青地の除外申請が提出されており、既に除外されております。周囲は東を道路、北を学校用地、西を山林、南を農地に接しています。農地は自己所有地であり、影響は軽微であると思われます。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第37号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の18ページを御覧ください。

議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあつたので、審議を求める。

第1項及び航空写真9ページを御覧ください。こちら差し替えの物になります。

申請地は栗倉■■■■、畝、275平方メートルで、富士見ヶ丘の■■■■さん及び■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

申請人は現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となり、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなつたため、申請に及んだとのことです。

申請地は栗倉第二区公会堂の北側に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は東を道路、北を宅地、西及び南を本家所有の農地に接しますが、境界には見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われます。

資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第2項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は山宮■■■■、畝、2,287平方メートルで、静岡市清水区の■■■■

さんが売買により権利取得し、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

譲渡人は高齢になり十分耕作できなかったため、また、譲受人は太陽光発電設備が設置できる土地を探しており、日照条件等が合致し、地権者、近隣住民から反対がない土地であったため申請に及んだとのことです。

申請地は富士山ポートリーG Pセンターの南東に位置する街区に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地に該当します。周囲は北を山林、西を宅地、南を道路、東を農地に接しますが、境界にはフェンスを設置し、切り盛りや造成等、土地の形質変更は行わず、雨水は自然浸透をさせ、草については毎年4月・7月の年2回草刈りを行う予定で、被害防除措置を行う計画のため、影響は軽微であると思われます。

申請地については、市の条例に規定する抑制区域には該当せず、パネル面積も1,000平方メートル未満であるため、問題はありません。他法令への抵触はなく、自治会長や近隣住民の事前説明も行っており、地域の同意を得て事業を遂行する計画で問題ないと判断いたしました。

資金は自己資金により確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち2項について、担当委員の調査報告をお願いします。

3番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。

6月7日、午後2時、事務局職員と現地に集合し、調査しました。申請書のとおり問題ありませんので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、举手をお願いします。

[举手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第38号は原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

[全員举手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第39号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の19ページ、20ページを御覧ください。

初めに、議案の訂正をお願いします。

20ページの第4項、右側の転用事情欄ですが、「耕作困難となり植林し山林化」とありますが、これを「耕作されず森林原野化し、農地への復元不可能」と訂正していただきたいお願いいたします。もう一度読みます。20ページ、第4項の右側の転用事情欄です。今、「耕作困難となり植林し山林化」と記載されていますが、これを「耕作されず森林原野化し、農地への復元不可能」と訂正をお願いします。

議第39号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあつたので、審議を求める。

第1項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は安居山■■■■、畠、23平方メートルで、西小学校の南に位置する農地です。

申請者が平成6年に相続したときには既に山林化しており、先代が、傾斜のきつい箇所があり耕作が困難なため、40年ほど前にヒノキを植林し、現在に至っているものです。10年以上前から山林化していることが確認でき、農地の復元は不可能なため、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

続きまして、第2項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は北山■■■■、畠、3,323平方メートルほか1筆、計3,911平方メートルで、北山インターチェンジの南に位置する農地です。

申請者の先代が昭和44年頃にクヌギを植林し、シイタケ栽培を始めましたが、昭和59年頃には事業が途絶え、現在の状態に至ったとのことです。そのため、10年以上前から山林化していることが確認でき、農地に復元は不可能なため、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

続きまして、第3項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地は下条■■■■、畠、504平方メートルで、上野幼稚園の南に位置する農地です。

申請者が昭和53年4月1日、農家住宅を建築した際に併せて附属建物として作業所を建築、昭和57年頃から農業用倉庫として利用し、現在に至っています。都市計画法上は農家住宅敷地としての一体利用であれば問題はなく、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

続きまして、第4項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地は猪之頭■■■■、畠、606平方メートルで、東京発電大棚発電所の北に位置する農地です。

年月日不詳、申請者の先代の頃から、日当たりが悪く耕作に不向きなため、耕作放棄され、雑木などで落葉樹林化し、現在に至っております。10年以上前から森林原

野化していることが確認でき、農地に復元は不可能なため、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

続きまして、第5項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地は根原■■■■、畠、652平方メートルで、井之頭中学校の南に位置する農地です。すみません、朝霧野外活動センターの道向かいに位置する農地です。

昭和50年頃から地形など耕作に不向きな土地であるため、耕作放棄地となり、雑木などで森林原野化し、現在に至っています。10年以上前から森林原野化していることが確認でき、農地に復元は不可能なため、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

続きまして、第6項及び航空写真の16ページを御覧ください。

申請地は内房■■■■、田、449平方メートルで、山口川の北に位置する農地です。

昭和45年頃に申請者の先代が体調不良により耕作困難となり、荒廃しないようスギの苗を植え、山林化し、現在に至ったものです。10年以上前から山林化していることが確認でき、農地に復元不可能なため、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

続きまして、第7項及び航空写真、同じく16ページを御覧ください。

申請地は内房■■■■、田、171平方メートルです。

昭和45年頃、近所に住んでいる住民から道路から住宅への進入路が非常に狭く、車が入れず困っているとの相談を受け、この住宅への進入路の一部として提供することになり、今まで道路敷地として利用され、現在に至っているものです。近隣住宅への進入路として日常生活に欠かせないものであり、10年以上前から利用していることが確認できるため、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

5番 佐野 守委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

6月8日、受人の■■■■さん、申請代理人、塩川農地利用最適化推進委員、事務局2名と私で現地で会い、話を聞きました。

申請地の周辺は山林であり、農地として耕作には不向きな場所であります。申請地にはヒノキが植林されており、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

以上です。

11番 富永政則委員

ただいま審議中の第2項について御報告します。

去る6月3日、午後1時半より、申請者代理人の■■■■さん、行政書士代理人の■■■■さん、それから私とあと推進委員の加藤文男さん、事務局2名で現地調査を行いました。

現地は、クヌギの大木とスギが生えており、農地への原状復帰は難しいと判断したので御報告します。審議のほどよろしくお願ひします。

17番 佐野むつみ委員

ただいま審議中の第4項の調査について報告いたします。

6月3日、午後2時10分頃、申請者、横浜市にお住まいの■■■■様の代理人、行政書士の■■■■様ほか1名と、伊藤照男農業委員、私、それから事務局2名で現地調査をいたしました。

申請地は、耕作されず落葉樹が山林化し、復元不可能により、現況の山林に地目変更の申請をいたしましたということで、申請内容どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

9番 近藤雅隆委員

ただいま審議中の第5項について調査報告いたします。

6月3日、現地にて、事務局2名、宮島孝子委員、脇坂英治委員、自分と5名で現地調査をいたしました。

該当者の■■■■さんはちょっと所用で来れなかつたんですが、現状を見たところ、雑木から、とても耕作はできないなということで判断しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

14番 旭一昭委員

ただいま審議中の第6項及び7項についての現地調査の結果について報告いたします。

昨日の6月6日、申請人、及び鈴木推進委員、そして事務局2名と共に現地調査を行いました。

まず、第6項ですが、約50年以前に申請者の父親が体調不良のため耕作ができなくなり、放置状態であった田にスギの苗を植えて、現在はスギ林と雑木の生い茂った状態です。隣接地は竹林となっております。航空写真16ページのとおりです。

第7項ですが、これも約50年以前から当該農地の東側にある住宅への取付道路として長年利用されており、現況はコンクリート舗装の道路となっております。

以上2件とも申請のとおりで差し支えないと考えますので、御審議をお願いいたします。

以上です。

事務局 深川主任主査

第3項の下条の案件について、会長が現地調査を行っておりますので、事務局で代

読いたします。

現地調査を齊藤会長と土井推進委員、事務局2名で現地調査を行いました。申請書のとおり特に問題になるような点はなく、非農地として扱って差し支えないものと思いますので、御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第39号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第40号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の21ページを御覧ください。

議第40号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和4年5月27日付、富農第283号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明いたします。

一部資料が差し替えとなっております。申し訳ありません。差し替え資料の農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数7人、利用権を設定する者の数8人、利用権を設定する農用地の面積は計2万2,908.61平方メートルです。所有権の移転を受ける者の数3人、所有権を移転する者の数3人、所有権が移転する農用地の面積、計9万3,925平方メートルです。

議案に戻っていただきまして、4ページ、集積計画を御覧ください。

それでは、第1項から順に説明します。別冊航空写真は17ページを御覧ください。

第1項申請地は猪之頭で、市立井之頭小学校の南側に位置する農地です。

猪之頭の■■■■さんへの使用貸借契約です。期間は5年で再設定となります。移転後経営面積は3万30.25平方メートルになります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は18ページを御覧ください。

第2項申請地は杉田で、杉田三区二町内集会所の北に位置する農地です。

杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は7万4, 927. 09平方メートルです。

続きまして、第3項及び第4項について、同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は19及び20ページを御覧ください。

第3項申請地は下条で、下之坊の南西に、第4項は大鹿窪で特別養護老人ホーム百恵の郷の南に位置する農地です。

どちらも大鹿窪の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は4万1, 880. 42平方メートルです。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は21ページを御覧ください。

第5項申請地は杉田で、杉田丸塚児童遊園の南西に位置する農地です。

富士市天間の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は3万1, 733. 90平方メートルです。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は22ページを御覧ください。

第6項申請地は北山で、市立北山保育園の北に位置する農地です。

北山の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は1万8, 004. 73平方メートルです。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は23ページを御覧ください。

第7項申請地は外神で、上本村公園の北に位置する農地です。

■■■■への使用貸借権設定で、期間は10年新規です。移転後経営面積は9万341. 05平方メートルです。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は24ページを御覧ください。

第8項申請地は上条で、大石寺の北西に位置する農地です。

猫沢の■■■■への使用貸借権設定で、期間は10年新規になります。移転後経営面積は12万6, 117. 01平方メートルです。

続きまして、所有権移転の案件について説明します。

第1項及び第3項については、同一買主の案件になりますので、一括して説明いたします。航空写真は25ページを御覧ください。

申請地は根原で、富士丘区民館の南東に位置する農地です。

買主は根原の■■■■で、飼料作物を栽培する予定です。引渡しの時期はどちらも令和4年7月28日となっております。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は引き続き25ページを御覧ください。

申請地は根原で、こちらも富士丘区民館の南東に位置する農地です。

買主は根原の■■■■さんで、飼料作物を栽培する予定です。引渡しの時期は令和4年7月28日となっております。

続きまして、第4項についてですが、差し替え資料のほうを御覧ください。航空写真は26ページになります。

申請地は人穴で、人穴公民館の南西に位置する農地です。

買主は人穴の■■■■で、飼料作物を栽培する予定です。引渡しの時期は令和4年6月30日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第40号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第40号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

報第38号 令和3年度富士宮市農業委員会事業報告についてと議第41号 令和4年度富士宮市農業委員会事業計画については、関連がありますので、一括して審議いたします。

事務局から議案の説明をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、本日お配りしました冊子の報第38号 令和3年度富士宮市農業委員会事業報告のほうを御覧ください。

こちらは、毎年1回、報告と計画につきまして審議を求めるものであります。

それでは、まず1ページ目につきましては、農業委員会の構成ということで、農業委員、農地利用最適化推進委員の内訳、そして事務局体制等について記載をしてあります。

そして、2ページ、3ページにわたりましては、農業委員会の総会及び農地利用最適化推進会議の開催状況ということで、農業委員会につきましては、農業委員会等に関する法律第6条の規定による農業委員会の所掌事務を処理するため、毎月1回、農業委員会の総会を開催するとともに、総会終了後には、農地利用最適化推進会議ということで農地利用最適化に向けた取組について協議をしております。

そして、3ページに研修会の開催状況を記載しておりますけれども、昨年度につきましてはコロナ禍ということで、研修会への参加はありませんでしたが、農業者年金の関係で1回、加入推進部長と女性農業委員の方には出席をしていただいたところであります。

そして、2月4日につきまして、広域農地利用最適化研修会ということで、リモートで富丘交流センターのほうで研修会を行ったところであります。

それでは、4ページ以降につきましては、農地法に基づく許認可につきまして、取扱い状況について記載をしておりますので、説明のほうをさせていただきます。

まず、4ページ目につきましては、農地法第3条の許可申請の関係であります。こちらにつきましては、農地を農地として耕作するための売買、贈与などの所有権移転に関するものであります。令和3年度は64件ということで、前年度より4件少なく、面積につきましても18万545.77平方メートル少ない状況であります。

そして、5ページ目につきましては、農地法第4条の許可申請の関係であります。こちらにつきましては、市街化調整区域におきまして、農地の所有者自らが農地以外の用途に供するために許可申請をされたものの件数であります。件数につきましては12件で、こちらにつきましても前年度より4件少ない状況であります。

続きまして、6ページにつきましては、農地法第5条の許可ということで、市街化調整区域において、農地以外の用途に供するための所有権移転、または賃貸借権、使用貸借権などの設定をする申請であります。令和3年度は54件ということで、前年度と比較しまして33件の減少となっております。

そして、7ページ、こちらは、農地法の第3条の3第1項の届出ということで、相続等によりまして、許可不要ですけれども、許可を受けることなく農地の権利を取得した案件であります。41件ありました。

続きまして、8ページ。農地法の第4条の届出ということで、市街化区域においての届出の状況であります。令和3年度は44件ありました。

そして、9ページにつきましては、農地法の第5条の届出ということで、市街化区域内において所有権移転を伴う農地転用でございます。148件ございました。

そして、10ページにつきましては、非農地証明の状況ということで、農地以外の用途に供してから10年以上経過したということで、非農地、農地ではないということで申請をされたものの処理状況でございます。49件あります、前年度より22件増加しております。

そして、11ページにつきましては、それぞれの転用案件につきまして、用途別、住宅、宅地分譲、植林、その他ということでそれぞれ記載をしてありますので、また御覧になっていただきたいと思います。

そして、12ページにつきましては、農地法第18条の規定による許可及び通知の月別の処理状況であります。許可案件ではありませんで、いずれも通知ということで受けたものであります。22件ありました。

そして、13ページ目につきましては、事業計画変更申請届出の状況ということで、事業計画の変更があったものにつきましては、11件ありました。

14ページにつきましては、農地関係の事務局で発行をしております諸証明の発行

件数、転用事実証明、転用後の証明ということになります。耕作証明、諸証明ということで、それぞれ件数を記載しております。

そして、15ページにつきましては、国有農地の状況ということで記載をしておりますけれども、昨年度に続きまして処理をした状況はありません。そして、現在の国有農地・開拓財産の状況について記載をしております。

そして、16ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の状況ということで、13地区、皆様方の担当地区でありますそれぞれに分けて記載させていただいてあります。

そして、17ページですけれども、まず、農地の贈与税・相続税の納税猶予の適格者証明願の処理状況につきましては、昨年度はございませんでした。そして、農業者年金の受託業務ということで行っておりまして、こちらのほうですけれども、現在の農業者年金の加入者は46人で、受給者は179人ということになっております。

そして、18ページ、事業報告の最後になりますけれども、遊休農地の処理状況ということで、8月以降、皆様方に農地パトロールをした結果ということになりますけれども、令和3年度につきましては、遊休農地が、いわゆるA分類になっているところですが、110.6ヘクタールありました。そして、B分類につきましては、いわゆる農地への復元が不可能ということで、それぞれ山林化しているということで、非農地通知を実施したところであります。11.6ヘクタールでございます。

一方、解消面積につきましても、目標が10ヘクタールのところ、17.4ヘクタールということになっておりまして、こちらにつきましても農地中間管理事業を使ったりとか、荒廃農地再生事業とか補助事業を使って解消した実績が含まれております。

以上が、事業報告であります。

続きまして、令和4年度の事業計画ということで、よろしくお願いします。

まず、1ページを御覧ください。

事業方針ということで、農業・農村を取り巻く状況は大変厳しい状況で、それ多くの課題にも直面しております。農業委員会では、改正農業委員会法施行から、5年が経過というふうになっていますけれど、実際のところ6年ですけれども、経過している中で農地利用最適化ということで取り組んできておりますが、今後は、農業委員会の最適化に係る目標を定め、委員一人一人の活動の見える化などの取組が一層強化されております。

また、本年度から、従来の農地情報共通システムが、農水省の地理情報共通管理システム、e MAF Fですか、そちらのほうに移行・連携して本格稼働されることから、システムへの円滑な移行と活用促進が求められております。

このような中、富士宮市農業委員会では、改選によりまして、多くの委員さんが入れ替わっておりますので、その活動、業務の習得が喫緊の課題であると考えております。この辺につきましては、市・県・農地中間管理機構とも定期的に実務上の課題に

ついて意見交換を行うとともに研修会等を行いながら、農地利用の最適化を図っていくことになります。

また、農業委員会は、人・農地プランの法定化、農地利用最適化活動の記録と活動内容の点検・評価など、期限を求められた業務執行と適正な事務に、適正な実施に加え、政策が期待されるまでの成果も求められております。

これらのこと踏まえまして、令和4年度の重点事項としまして、1つ目としまして、「農地利用の最適化に向けた取組の強化」、2つ目としまして、「農地法等の法令に基づく事項の適切な対応」、3つ目としまして、「農地台帳の精度向上並びに農業委員会サポートシステムへの移行と運用」、4つ目としまして、「農業経営基盤強化に向けた支援」、そして5つ目としまして、「望ましい営農型太陽光発電の在り方の研究」、そして最後に、「関係機関との連携、情報の共有化」を図ってまいります。

そして、それぞれの事業計画としましては、会議につきましては、毎月行っております農業委員会の総会、農地利用最適化推進会議を継続して進めていくとともに、そのほか人・農地プランとか、そのほか研修会等の会議に参加をお願いすることがあると思いますけれどもよろしくお願いします。

個別に細かいことにつきましては、3ページ、4ページにつきまして記載をしてありますので、また目を通しておいていただきたいと思います。

5ページにつきましては、予算の関係ということで、歳入・歳出の予算、主に農業委員会関係につきましては人件費関係が主なものになりますので、また御覧になっていただきたいと思います。

以上が、令和3年度事業報告と令和4年度の事業計画になります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、举手をお願いします。

[举手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

報第38号は報告済みとし、議第41号は原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

[全員举手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第41号は、原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

農地改良届出書の受理状況（令和4年5月13日～令和4年6月9日）について説明します。

本日配付しました農地改良届出書についての受理状況、及び添付の航空写真を御覧ください。

第1項、上井出■■■■、畠、3万6, 248平方メートルについて、所有者が高齢で体調不良であるため、耕作放棄地となっているものを申請者が牧草地として利用することになりました。しかし、地盤が固く、起伏のある場所もあり、全体ではなく、そのような箇所を農地改良したいということで、令和4年4月26日、農地改良届出書が提出され、受理しました。

工事の期間が令和4年5月20日まででしたが、その時点には終了していたものの報告書の提出が遅れ、令和4年6月7日、事業完了報告書が提出されました。

現地を確認した結果、申請どおり農地改良が行われており、特に問題はないものと判断いたしました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、7月11日を予定しております。

以上をもちまして、令和4年6月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時09分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会長

会議録署名人
8 番

会議録署名人
9 番